

# 8月定例教育委員会

## 参考資料

(令和元年8月28日)

### 議案

第2号 平成30年度教育委員会の点検・評価について

(教育総務課)・・・1頁

### 報告事項

7 丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(文化財課)・・・8頁

平成30年度実績教育委員会の点検・評価に係る  
教育委員・社会教育委員等の意見と対応について

p,9 【「スクールブリッジ事業」、取組の充実を】教育委員

→今後の取組を追記

「また、行事面だけの連携だけでなく、日頃の学校生活を含めた連携強化についても図っていく必要がある。」を

「そのためには、行事面だけの連携に留まらず、日頃の学校生活や学力向上等の施策においても連携を図っていく必要がある。今後は、生徒指導をはじめ、各校の指定研究事業や授業改善に向けた取組等を知ることで、教員間で課題を共有化し、子どもたちの人間関係構築力の育成や、学習意欲の一層の向上に努める。」に変更

p,10 【「環境体験事業・自然学校の充実」の【実績と成果】の根拠は】教育委員

→事後アンケートの結果を追記

「平成30年度も、市内全ての小学校が「社会性や自立性を育む取組※」を実施し、事業後のアンケートの中では、「児童が主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力が高まったか。」という質問に対し、「そう思う」と答えた学校が9校、「どちらかと言えばそう思う」と答えた学校が5校あり、全ての学校が肯定的な回答をしている。このことから、共同生活や宿泊体験を通して、自ら考え、主体的に判断し、行動することで、よりよく問題を解決する力や、共に生きる心を育むことができたといえる。」

p,10【「トライやる・ウィークの充実」の【実績と成果】の有益な活動である(73%)

をどう捉えたか】教育委員

→有益な活動となるよう取組を追記

「生徒の多様な希望に添えるよう、事業所（受け入れ先）をはじめ、家庭や地域への事業理解を深める。」

p,12【ALTの活用に工夫を。一人でも多く英会話の機会を】教育委員

→取組を追記

「また、ALT等の幅広い活用法について工夫を図るとともに、長期休業日等を利用し、市内の子どもたちが英語を使って交流できるような機会を設定する。」

p,13【たきこども園の保育環境整備について】その他

→実績と成果の記載内容を p,17「放課後児童健全育成事業の充実」と同様の記載に変更

- 「・光ファイバー敷設工事 (H31,3,18～H31,3,31)
- ・メディアコンバータ設置工事 (H31,2,22～H31,3,31)
- ・LAN、有線放送引込工事 (H31,2,12～H31,3,31)
- ・有線放送設備設置工事 (H31,3,15～H31,3,31)
- ・階段補修工事 (H31,3,11～H31,3,31)
- ・吊り戸棚扉設置工事 (H31,3,15～H31,3,31)
- ・電話、インターホン増設工事 (H31,3,18～H31,3,31)
- ・新築工事監理業務委託 (H30,7,13～H31,3,20)
- ・高圧電気保安管理業務委託 (H30,12,28～H31,3,31)
- ・庁用備品、保育備品の購入」を
- 「・種別と名称 幼保連携型認定こども園 「たき認定こども園」、通称「たきこども園」
- ・園舎構造 木造平屋建て
- ・建築面積 998.3㎡
- ・定員 115人」に変更

p,13【幼児のうたまつりの今後の発展は】教育委員

→次なる展開を追記

「長年続いており、園児も楽しみにしている行事である。引き続き、公演内容に篠山らしさを取り入れるなど工夫しながら進めたい。」を

「長年続いており、園児も楽しみにしている行事であるが、違ったジャンルのうたまつりも検討しつつ、引き続き、公演内容に篠山らしさを取り入れるなど工夫しながら進めたい。」に変更

p,17【放課後児童クラブ・預かり施設の施設建て替えの計画案はできているのか】教育委員

→課題と次なる展開を変更

「年々利用者が増加しており、長期休業日（夏休み等）の時は既存の施設のみで対応できないため、小学校の教室を借用し、受入を行う。また、老朽化した施設もあることから、補修・建替等の検討を行う。」を

「年々利用者が増加しており、長期休業日（夏休み等）の時は既存の施設のみで対応できないところもあるため、小学校の教室を借用するなどし、受入を行う。また、老朽化した施設もあることから、補修・建替等の検討を行う。」に変更

p,17【城北畑児童クラブの写真を変更】その他

→施設のみ写真を、開所式（利用者集合写真）に変更

p,19【確かな学力について、4つの力や授業スタンダードの周知に取り組んできたが、なぜ定着しなかったのか考えなければいけない】教育委員

→「4つの力」については、今年度の研修会で参加者に問いかけをしたところ、知っている人が少なかったことから「定着には至っておらず」と記述をした。しかし、学校現場に対して「4つの力」を前面に出して学力調査について話したのは平成30年度からであり、短期間で全ての職員に「定着に至っていない」と判断するのは尚早であると考え、意見を参考にして削除し、記述全体を改め。

「研修会やリーフレットの配布等を通して、本市で学力の基礎と考えている「4つの力（ゆめ力・自分力・つながり力・学び力）」や授業スタンダードの周知に取り組んできた。今後も、学力向上プロジェクトチームにおいてまとめた方策を、学力向上研修会や校内研修を通して周知し、市と各学校、各教職員の方向性をそろえて学力向上に取り組む。」を

「研修会やリーフレットの配布等を通して、学力向上プロジェクトチームにおいてまとめた方策に取り組んできた。平成30年度からは、本市で学力の基礎と考えている「4つの力（ゆめ力・自分力・つながり力・学び力）」についても周知に取り組んでいる。今後も、市が考える方策を学力向上研修会や校内研修を通して周知し、市と各学校、各教職員の方向性をそろえて学力向上に取り組む。」に変更

p,19【確かな学力の定着研究を。全国学力状況調査の分析やその後の取組公開は一部の学校ではなく、市全体での取組を】教育委員

→取組を追記

「今後も、学力向上プロジェクトチームにおいてまとめた方策を、学力向上研修会や校内研修を通して周知し」

p,21【部活動支援員、もっと制度の周知を図ると事業の効果が高まるのでは】教育委員

→周知を次なる展開を追記

「生徒数の減少による教員の減少に伴う部活動顧問不足、専門性のある効果的な指導方法など、生徒がやりがいをもって活動ができる部活動になるよう継続実施する。」を

「専門的な知識と技能を有した地域の指導者を効果的に活用し、生徒がやりがいをもって活動ができる部活動になるよう支援を継続する。また、学校運営協議会等を通じて、事業の活用について周知に努める。」に変更

p,24【市内産木材の写真を変更】その他

→机椅子完成の集合写真を、幼児による木のおもちゃ遊びの写真に変更

p,25【通学路における防犯カメラの設置について記載を】教育委員

→次なる展開を追記

「さらに、登下校時における児童生徒の安全を確保するとともに、日常の地域住民の安全を確保するためにも、防犯カメラの設置に向けて関係機関と協議を進める。」

p,26【コミュニティスクールの推進全体について】社会教育委員

→【実績と成果】、【課題と次なる展開】の詳細についての意見と質問を複数いただく。平成31年度第1回定例教育委員会（4/24開催）の報告3・別冊1をお渡しする予定。

p,26【コミュニティスクールについて、会議の優先すべき内容は、子どもたちの困りごとを学校・家庭・地域が情報共有し解決を図ることではないか】社会教育委員

→課題と次なる展開に情報共有・協働を追記

「コミュニティ・スクールの意義・目的について、共有を図ることが重要である。年間2回の研修会の実施や指導主事による学校訪問指導を今後も継続していくことが重要である。さらに、」を

「コミュニティ・スクールの意義・目的について、理解を深めるとともに、学校や子どもたちの抱える課題について情報を共有し、解決に向けて協働することが重要である。年間2回の研修会の実施や指導主事等による学校訪問指導を通して、より一層地域に信頼される学校園づくりをめざす。今後は、」に変更

p,29【インターネットの長時間使用で体調不良がみられる】教育委員

→課題を追記

「心身の健全な育成が阻害されるおそれが増大している」

p,27【家庭での教育力向上を目指すなら、PTCAフォーラムは保護者のアウトプットの実行を強化する事業へ変えては】社会教育委員

→次なる展開を追記

「PTCAフォーラム実行委員会において、今後の方向性について検討する。」

p,28【教員の資質向上について。教員による生徒への自己肯定感を高める丁寧な対応により、保護者が学校へ協力する意識が高まっている】教育委員

→ご意見、参考にさせていただく。

p,30,31【中高連携について学区再編の影響が少ないと言える根拠は】教育委員

→【実績と成果】学区再編についての記載削除

→【課題と次なる展開】記載内容を変更

「丹波篠山市では、自立を育むキャリア教育の視点から、引き続き市内3高等学校の連携を強化し、子どもたちが自信と誇りを持って、自分の目標に向けて学ぶしくみづくりに努める。

職種や働き方が多様化し、仕事と生活が調和した社会の実現が求められる中で、子どもたちが夢や目標をもち、具体的な計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成するため、一貫した体系的・系統的なキャリア教育の充実を図る必要がある。また、将来の就労構造の変化や新産業の創出が見込まれる中で、キャリアプランニング能力をはじめ、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力を養うなど、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を図る必要がある。」を

「篠山市の子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、自らの意思と責任で主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度の育成に努める。そのため、市内3高等学校と連携を図り、市内の中学生やその保護者に対し、各校の日常や特色ある取組を紹介する機会を設定する。また、高校説明会やオープン・ハイスクール等への積極的な参加を呼びかけ、進路指導の充実に資するとともに、キャリア教育の視点から、中高の教員が、授業参観や各種研修会等を通じて、地域の子どもたちの実態把握に努め、課題等の共有化を図る。」に変更

p,32【病院・公園・図書館・買い物ができる立地にある市民センター内に、就学前の親子の居場所を作れないか】社会教育委員

→ご意見、参考にさせていただく。

p,32【全国的に不登校児童が増加。学校の枠にはめず、不登校児童の特性を活かす教育を考える時期にきている】社会教育委員

→ご意見、参考にさせていただく。

p,33【高齢者大学、運転免許を返納しても変わらず通える交通支援の検討を】社会教育委員

→ご意見、参考にさせていただく。

p,34【図書館の市内6カ所配本所の周知が不足しているのでは】社会教育委員  
→課題と次なる展開に周知について追記

「市内6カ所の配本所については、いずれも利用者が少なく、地域によって差

があるため、更なる PR を積極的に行うとともに、中央図書館を拠点としたネットワークによる資料の循環と有効活用をすすめ、利便性を向上させる必要がある。」を追記。

p,35【多紀連山等でトレイルランの大会も実施するべきでは】社会教育委員  
→ご意見、参考にさせていただく。

p,37【交響ホール施設周辺の景観について】社会教育委員  
→課題と次なる展開に景観について追記  
「文化芸術の拠点として景観にも配慮し、市民に親しまれるホール運営を目指す。」を追記。

p,37【文化施設 4 館を丹波篠山市民が訪れる機会を持つよう自治会等によびかけを】社会教育委員  
→ご意見、参考にさせていただく。

p,37【文化施設 4 館と交響ホールは、観光客ではなく市民が活用したくなる事業が必要】社会教育委員  
→ご意見、参考にさせていただく。

p,38【脊椎動物化石の保護・活用事業の書き方について、指標だけで判断されないように】教育委員  
→課題と次なる展開に、指標だけで判断されないように追記  
「太古の生きもの館では、丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム構想に基づき、入館者増を目指すのみではなく、校外学習や石割体験に露頭観察や解説の充実を図り、内容の質的向上を目指す。」

p,38【太古の生きもの館、化石発掘探検隊など、更なる充実と魅力向上へ】社会教育委員  
→ご意見、参考にさせていただく。

p,39【あいさつは、小学生ができていない気がする。中学生は元気よくできている】教育委員  
→ご意見、参考にさせていただく。

p,42【地元産品目使用率だけではなく重量使用率も記載するように】教育委員  
→実績と成果に重量使用率を追記  
「学校給食の主食となる米飯や米粉パンの米粉には、丹波篠山産コシヒカリを

100%使用した。また、学校給食で使用する野菜品目のうち、地元産品目使用率の目標を41%として取り組み、結果は41,4%となり、目標を達成した。併せて、丹波篠山茶、丹波黒大豆、山の芋、丹波篠山牛、猪肉など、地元特産品を食材に使用し、子どもたちの地元農業や食材への関心を高め、生産者への感謝の気持ちや食材への慈しみ、ふるさとを愛し誇りに思う心を育んだ。」

を  
「学校給食の主食となる米飯や米粉パンの米粉には、丹波篠山産コシヒカリを100%使用した。また、より多くの地元野菜を学校給食で使用するため、地元野菜生産団体と作付けの調整等を行い、学校給食で使用する野菜品目のうち、地元産品目の使用率は、41,4%（目標値41%）となった。その内、総使用重量に対する地元産の重量使用量を算出している、じゃがいも、たまねぎ、白菜等の12品目における重量使用率は、13,7%（目標値25%）であった。」に変更

p,42【篠山らしい特色ある献立づくりの充実の記載変更】その他

→実績と成果について、記載内容の見直しによる変更

p,60 以降【関連資料わかりやすい。ただ教育は数値で推し量れないものがあるので関連資料にその旨記載の必要もあるのでは。】教育委員

→ご意見、参考にさせていただく。

評価シートの文書表記で補うようにしていく。

p,77【篠山城跡三の丸多目的広場利用状況の修正】その他

→平成30年度利用者数、記載誤りによる修正

p,78【篠山市高齢者大学受講者数推移の修正】その他

→平成29年度、30年度利用者数、前年度比記載誤りによる修正



○丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成15年7月8日  
教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成15年篠山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現状変更行為許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、教育委員会が特に添付することを要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 配置図（縮尺200分の1以上）
- (3) 現状変更行為に関する設計図（縮尺100分の1以上）及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める書類

(現状変更行為の許可等)

第3条 教育委員会は前条の規定による許可の申請があったときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 前項の許可の可否については、条例第5条に規定する許可基準に基づいて行うものとする。

3 教育委員会は、条例第4条第1項の許可に係る決定をしたときは、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(完了の届出等)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書（様式第3号）により、教育委員会に届け出なければならない。

(国の機関等の協議の手続き)

第5条 条例第6条の規定により協議をしようとする国の機関等は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の協議をする場合について準用する。

(通知の手続き)

第6条 条例第7条の規定により通知をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の通知をする場合において準用する。

(審議会の組織等)

第7条 条例第11条の規定による丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係地域を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

5 臨時委員は、委嘱された特別の理由に関する事項が終了したときは、解嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。